

# 市民の皆さんへ 観光車両の駐車制限のお知らせ

世界遺産登録を機に観光客の増加が見込まれるため、原城跡での観光車両の制限などを以下のとおり 計画しています。市民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

#### 7月1日以降の土日祝日

#### ※駐車制限の内容は変更になる場合があります。

- ・7月1日以降の土日祝日、本丸付近は原則すべての車両が駐車禁止となります。
- ・すべての観光車両は、①国道沿駐車場(大型車)、②真砂横駐車場(自家用車)をご利用 ください(体の不自由な人などを除く)。
- ・地元や耕作車両の通行はできますが、路上駐車などがないようにお願いします。
- ・駐車制限などを行う日には警備員を配置していますので、指示に従っていただきますよう お願いします。
- ・平日は「からぼり手前広場」への駐車は可能です。





①大型車は国道沿いの駐車場へ ②自家用車は真砂横駐車場へ

### 原城跡の世界遺産登録の瞬間を 体験しませんか?パブリックビューイング

世界遺産登録を審議するユネスコ世界遺産委員会が、中東バー レーンで開催されるにあたり、「原城跡」が世界遺産になる瞬間を 市民の皆さんといっしょに分かち合うため、「世界遺産委員会 生中 継(パブリックビューイング)」を開催します。世界遺産登録決定 の瞬間の感動を皆さんで共有しましょう!

#### 26月29日金

午後9時30分~午前0時(予定)

※審議が翌日に持ち越した場合は、 6月30日(土) 午後4時~7時(予定)

### **順ありえコレジョホール**

※ [時差] 日本はバーレーンより 6 時間進んでい るため、登録決定が深夜の時間帯になる可能性 があります。

## イコモスの評価結果および勧告の概要

#### ①顕著な普遍的価値(OUV)について

本資産は、日本列島のうち九州地方の北西部に位置 する長崎県および熊本県に所在する。10の集落、1つ の城跡および1つの聖堂の12の構成資産から成り、こ れらは17世紀から19世紀に遡る。資産は、日本にキリ スト教が伝来し宣教師および入植者が活動した初期の 段階から、続くキリスト教および入植者が禁教により 迫害を受けた時代、そして禁教が公的に解かれカト リックの信仰が復活した最後の段階までを表している。

本資産は、禁教期にもかかわらず密かに信仰を継続 した長崎と天草地方における潜伏キリシタンの独特の 文化的伝統の証拠である。

#### ② 完全性について

イコモスは、本資産には顕著な普遍的価値を示すた めに必要なすべての構成資産が含まれており、適切な 範囲および良好な保全状態が維持されていると考える。 また、文化財保護法を含む関連する国内法令に基づ き、各構成資産の完全な保護措置が講じられていると 考える。

#### ③ 真実性について

イコモスは、集落・考古遺跡・教会建築より成る構 成資産は、高い真実性を有していると考える。

#### ④ 比較研究について

イコモスは、比較研究の対象の選択は適切であり、 論理的な比較研究が行われ、本資産が世界遺産一覧表 の記載に資する正当性を証明していると考える。

#### ⑤ 評価基準の適用について

(注)評価基準(iii)について、イコモスはこの評価基 準が資産全体に対して適用されると考える。

#### ⑥ 資産に影響を与える要因について

イコモスは、自然災害、特に暴風雨・洪水・地震・ 火災の他、人口減少およびそれによる(潜伏キリシタン の伝統に関する)記憶の喪失、登録直後の過度の来訪が 主な懸念と考えるが、締約国は包括的保存管理計画を 策定、実行している。

#### (注)世界遺産一覧表に文化資産を登録する場合の評価基準

iii. 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統または文明の存在を伝承する物証として 無二の存在(少なくとも希有な存在)である。

### ② 保存管理について

(資産範囲、緩衝地帯、保護措置、管理運営)

イコモスは、各資産は法的に保護が担保されており、 保存対策や観測体制は適切であると考える。資産範囲 については概ね適切であるが、原城跡の南西部につい ては、産業施設および中学校が立地しており、資産範 囲から除くべきだと考える (下図参照)。

緩衝地帯の範囲はおおむね適切であるが、江上天主 堂から視認できる西側の陸域について、緩衝地帯に含 めるべきであると考える。

(なお、上記資産範囲および緩衝地帯の範囲の変更につ いては、締約国とイコモスとの対話の中で合意済み。)

#### 8 勧 告

イコモスは、(注)評価基準(iii)の下に世界遺産一覧 表に記載することを勧告する。

イコモスは、締約国が以下を考慮することを併せて 勧告する。

- (a) 久賀島または野崎島などにおける集落跡、教会跡、墓地 跡などすでに廃絶したものの痕跡について、写真測量ま たは航空測量もしくはこれらに類する技術を用いて、包 括的な記録資料を作成すること。
- (b) 地元の活動団体または個人が、市町・県・国からの経費 補助を受けて保全活動ができることについて、よく周知 すること。
- (c) 各構成資産の物理的・社会的状況に基づく制約を十分考 慮した上で、「収容力(carrying capacity)」および望まし い観光の管理について検討すること。
- (d) 『世界文化遺産の遺産影響評価に関するガイダンス』 (2011)に基づき、遺産内における新規の開発事業につ いて影響評価を行うこと。



05 広報 南島原 2018.6